

# 近代イギリス統治構造をささえる市民的思想について

堀田文吉

- 一 序
- 二 社会契約理論について
- 三 ホッブスとロックの統治に関する考  
え方
- (イ) トーマス・ホッブス
- (ロ) ジョン・ロック
- 四 名誉革命を理論化したロックの思想
- 五 ブラックストーンの統治構造につ  
て
- 六 結び

## 一 序

民主制 (democracy) という政治的原理を実質的なものにまで発展させた一つの形態がイギリスの議会民主制 (Parliamentary democracy) である。イギリスの統治構造 (constitution) を特色づけるものが議会民主制の発展であり、そこにおいて与野党の主張ができるだけ自由な論争と対話によって行なわれる制度の確立こそ、重要であるようにみえる。現代におけるこの民主制を理解するために、その手掛りとして、名誉革命以後の統治構造をささえる思想を中心

近代イギリス統治構造をささえる市民的思想について

にわたくしは考えてみることにする。なぜなら、イギリスにおいて、統治すること (to govern) の意味づけがどのようになされてきたかを考察することが、近代統治構造のあり方を把握するのに役立つようにみえるからである。

統治構造は、現在世界のほとんどの国においてイングランドのものより狭い意味で用いられている。一つあるいはいくつかの文書に具体化されている法規範のみが、その国の統治機関を拘束しているからである。しかし、イングランドの統治構造の古典的意義は、ボリングブローク (Bolingbroke) が「政党について」 (On Parties) という本の中で述べようとしたことで理解することができる。「統治構造とは、わたくしたちがこれを適切かつ正確に言い表わそうとするときには、いつでもあるたしかな理性の諸原理から引き出された法律、制度そして慣習の集合であり、またこれらの諸原理は一般的な体系を構成し、そして、これに従って共同社会が統治されることを承認してきたのである。」<sup>(1)</sup>

この古典的統治構造の意義をダイシーが書き表わした『統治構造の法の研究への序説』 (An Introduction to the Study of the Law of the Constitution) の紹介を通してわたくしは把握しよう<sup>(2)</sup>と努めてきた。わたくしはイングランドの統治構造がマグナカルタ以降、その精神を保持し続けてきたことに注目してきたのであるが、しかし、明らかにイングランドの歴史には断絶があった。というのは、この断絶が生じた時に統治についての新しい原理を統治構造の中に規定しようとする動きがあったからである。この断絶が、まさに絶対君主制 (absolute monarchy) から議会民主制 (parliamentary democracy) への発展を可能にしたのである。このことが契機になって統治構造の中に新しい法原理を導入し、そして、イングランドは新しい方向に歩み始めたのである。

ウィーアは次のように指摘している。

「その断絶は一六四二年の内乱と一六四九年のチャールズ一世の死刑執行とともに起った。一六四九年から一六六

〇年に行われた共和制と護民官制 (protectorate) の時代において、ブリテン諸島のために——イングランドだけでなく、クロムウェルはイングランド、スコットランド、アイルランドを一つの統治機関の下に統合したのであるから——統治構造を確立しようとするいくつかの企てがなされた。統治構造を制定しようとする企ての最もよく知られたものは、一六五三年の「統治についての文書」(Instrument of Government) である。それは今日わたくしたちが理解する統治構造の特徴を示している。万一、共和制が継続していたとしたら、疑いもなくイギリスの統治構造ができていたであろう。そして、それは内乱の闘争から生じた統治の基本的原理として具体化されたであろう。その当時のイギリス人は、新しいスタートをする準備をしていたのであり、そしてかれらは統治機関を制限しようと望んでおり、またかれらは行政部と立法部の適切な関係について、かつ臣民の諸権利についてたしかな考えをもっていた。

しかしながら、結局かれらは意見を一致させることができなく、そしてかれらはどの統治構造も十分な支持を得ることができなかった。そこで、チャールズ二世は王位につき、王制復古 (Restoration) が達成できた。王制復古は重要な言葉である。というのは、それがなせ一六六〇年に統治構造が制定されなかったかを説明しているからである。チャールズ二世の就任は新しいスタートのようにみえるが、しかしそうではなかった。それは統治の古い形式すなわち古い制度への復帰を意味している。<sup>(3)</sup>

ウィリアムのこの指摘からでも知られるようにイギリスの統治構造の歴史的発展は、内乱とチャールズ一世の死刑執行にもかかわらず、徐々に、かつ統治についての主な原理は断絶することなく行なわれてきたのである。権利章典 (Bill of Rights) は、絶対君主制の下でなされてきた国王の行為を制限し、臣民の諸権利と諸自由を守るために作られたものであるが故に、それが統治構造の法原理を含んでいともいえる。しかしながら、それは統治構造の一部分で

ある。権利請願 (Petition of Right) と権利章典 (Bill of Rights) を実質的なものにしたイギリス議会の果した役割を高く評価する必要があるようにみえる。しかし権利章典には議会の権限を制限する試みがない。コモン・ローの大家であるコーク (Coke) は、大胆に次のように述べている。「国会制定法 (an act of Parliament) が共通の権利と理性 (common right and reason) に反した時、コモン・ローはそれを抑制し、かつそのような制定法を無効と宣言するであろう。」<sup>(4)</sup> この言葉はイングランドで起った一六八八年の出来事によって効力をもつまでには至らなかった。つまり国会優位 (the supremacy of parliament) という原理が確立したことにより、コークの考えたことが、イングランドにおいて不適當なものになった。なぜならコークはコモン・ローの優位を説くことによって、王権神授説と、これに基づく絶対主義を排撃したが、国会主権の反対には成功しなかったからである。このようにみえてくると、名譽革命の前後は、思想的にも制度的にも重大な転換期であったことに、わたくしたちは気づくことができる。それ故、この転換期すなわちイギリスの近代化を、「いかに統治するか」 (how to govern) という統治構造の根本原理がどのような思想によってささえられてきたかを、わたくしは特に論じてみたい。その上、イギリスの統治構造の側面から、歴史の継続性という問題をイギリス人がどのように理解してきたかを考えられれば幸いである。

まず最初に、内乱から王制復古までの間は、イギリス人が将来どのような統治形態を採用しようかということを一番なやんだ時期であったことを思い出し、その時、ホブズやロックがどのように統治という問題を理論化したかをわたくしは理解したい。というのは、この偉大な思想家によって、「なぜ統治するのか」というイギリスの統治構造の中心部分にあたる課題が真剣に考えられてきたからである。チューダー、スチュアート王朝にみられた絶対君主制から議会民主制への移行、換言すれば、国王は社会的利益を守る者であるという理由によって、非常に自由裁量権

(arbitrary power)を濫用し、臣下の権利が無制限に害せられる絶対君主制から、コモン・ローの擁護者であるコーク等の活躍と、それを実質的なものにしよとす議会の協力(「法の支配」と「国会主権」をどのように把握するかという困難な問題を含んでいるが)によって議会民主制への移行が、まさしくイギリスの統治に関する思想の変化を生んだ一転換期であるようにみえる。この転換期を振り返ってみることが、イギリスの統治構造の近代化をさぐる手掛になるようにもみえるのである。まず社会契約理論(the theory of the social contract)の歴史的発展から、統治についての考え方を考察してみることにする。

- (1) K. C. Wheare, *Modern Constitutions*, p. 3.
- (2) 堀田文吉「イギリスの統治構造の特質についての一考察」神奈川法学第五卷第二号
- (3) K. C. Wheare, *Modern Constitution*, pp. 13—4.
- (4) Roscoe Pound, *The Spirit of Common Law*, p. 75.

## 二 社会契約理論について

統治者と被統治者の関係をどのように把握するかという大問題は、紀元前四世紀のプラトンの時代から、今日に至るまで未解決のままである。この課題は、人類が続く限り解決しないものである。この困難な課題に対し、解決を与える能力も力も、わたくしはもっていないが、しかしいかに統治するかという問題に関して、社会契約理論とは何であるかという側面からアプローチすることは可能であろう。

社会契約理論は、十一世紀末の法王と皇帝の争いにまで遡ることができる。また、ユグノー(Hugunots)が一五七

○年以降カトリック教派に対する宗教的自由を守るために、一六八八年イギリスのウィッグ (whigs) が市民的自由を守るために、社会契約理論を用いたのである。このように、社会契約理論は、歴史的に採用され、またそれは宗教的信念、法的要素をも含んでいる。確かに、イングランド社会において、この理論が統治の概念を明らかにしたことは否定できない事実である。

「たとえ、もし契約が決して存在しなかったとしても人々はそのようなものがあたかも存在するかのようになり、実際上振舞ったであろう。そして人々が準契約 (quasi-contract)、あるいは法律家が「法で推認された契約」 (contract implied in law) と呼ぶもの——この概念は「統治で推認された契約」 (contract implied in government) のケースを包むことにまで拡張される——によって振舞い、行爲した時、法律家は準契約に関するこれらの用語を良き、立派な目的に役立つようにしたのである。社会契約理論は、機械的 (mechanical)、法律的 (juristic)、かつ先験的 (a priori) であり得たであろう。しかし、それは、それにもかかわらず人間の精神が常に密着している二つの基本的な概念あるいは価値——自由の価値または暴力ではなく意志が統治の基礎であるという概念と、正義の価値または力ではなく権利が全ての政治的社会と政治的秩序をもつ全ての制度の基礎であるという概念——を表現する方法である<sup>(1)</sup>」

ロバート・フィルマー (Robert Filmer 1590—1653) がかれの著書『パトリアーカ』 (patriarcha) の中で次のように述べている。「最初に大学の中でこの理論が案出され、完全な神性 (good divinity) のために後を受け継ぐ全てのカトリック教徒によって育てられた<sup>(2)</sup>」ものとして社会契約理論を考えていた。かれのこの見解は正しい。なぜなら、カトリック教徒の時事的短論文家であるマネゴールド (Manegold) が一〇八〇年頃書いたものの中にすでに「もし、国王がどうしてもかれの選ばれた契約を破らなければならぬとするならば、かれは人々を服従の義務から解除するので

ある。<sup>(3)</sup>」と述べているからである。最終的には聖トーマス・アクイナス (St. Thomas Aquinas) の著作によって、社会契約理論は案出されたのである。アクトン卿 (Lord Acton) はかつて次のように書いたことがある。「聖トーマスは政治的自由主義の大部分の原則をもっていた。」と。このことは、三つ源泉——バイブルの教義、ローマ法の諸原理とアリストテレスの政治学の諸原理——の融合に基づいている。詳しく述べてみれば、「バイブルは、諸権力が神によって命令されるものであると教えた。しかし、それはまたダビデ (David) が人々と契約をなしたことも教えた。「君主の意にかなうものが法の効力を持つ」(quod principi placuit legis habet rigorem) がまぎしくローマ法の原理であった。なぜこれがこうなったかという理由は、皇帝の権威に関して宣言しているローマ皇帝が命令した法 (Lex Regia) によって、人々はかれとかれの両手にその全ての権威と権力を授与したということ、このことがローマ法の原則でもある。<sup>(4)(5)</sup>」

中世において実質的かつ調和のとれた思想は、聖トーマスのものであった。かれは権威の基礎 (authority's principium) その方法 (is modus) とその執行 (its exercitium) という三つの概念に分類し、それに基づいて次のように主張している。

「(一)権威の基礎あるいは本質的な内容は神によって命令されたものである。しかし(二)その方法あるいは統治構造上の形態(たとえば、それが、君主制、貴族制、民主制、または、それらがまざった形態がある)は人々によって決定される。(三)そしてその執行あるいは実際上の享受は人々によって授与されるものである。そしてそれは授与されているのであるから人々によってまた取り消されうるのである。<sup>(6)</sup>」第三の命題が発展して、聖トーマスのいうように統治は共同社会によって設けられたのであり、もしそれが専制的になったならば、共同社会によって取り消されるか、あるいは制限

されなければならぬという理論にまで発展するのである。この考え方が、フーカー(Hooker)を通して、ロックにまで影響を与えている。

この思想は、封建社会における主従関係に根ざすものでもある。そして、それは封建主義(臣下が領主に対して次のようにいう。わたくしが報いを受けるに足りることを喜んでなすように、あなたがわたくしを保護し、そしてわたくしがあなたに服し、かつあなたの意志に従うことを望む時、わたくしたちの契約が全て履行されるということに基づいて、わたくしはあなたに忠実かつ誠実であるであろう、と。)の思想を表現しているともいえる。もう一つの重要なことは、契約の思想が、中世の教会の自由と牧師の権利を保障するために世俗の統治に制限を課したという点である。つまり人々が契約違反に基づいて国王の權威を奪うことは、国王が神に反する重罪を犯したために、神によって与えられていた權威の基礎を破門によって奪うという法王の権利を補うことである。このように契約の思想は、封建思想と教会思想の関連から説明できる。次に自然法からそれをみてみよう。「もし自然法(natural law)があるとしたならば、そこには自然権(natural rights)もなければならぬ。もし自然権に対して課せられたいくつかの制限があったとしたら、それらの制限は、そのような権利の所有者によって作られた自発的な契約(voluntary contract)に起因していなければならぬ。そして、もしそのような契約の制裁は何であるかという問題が起ったとしたら、その制裁は自然法であるという回答が容易になされるであろう。」<sup>(?)</sup>自然法と社会契約の関係は、中世社会においていつも存在していたのであるが、それが近代的な思想にまでになったのは、いうまでもなくロックの思想なのである。宗教戦争の時代、社会契約理論が、宗教的異端者の抵抗の理論になり、後にイングランドのピューリタン革命の思想的基盤にもなった。激しい契約理論家は、暴君殺しの権利を人々に与えた。これはフランスのカトリック教徒がプロテスタントであるアンリー・ド・ナバ



ールの継承権に反対する理論になった。宗教戦争と一六四八年のウエストフェリヤの平和まで社会契約理論は、宗教の武器であった。時代が前後するが、ドイツのヨハネス・アルトジウス (Johannes Althusius) も一六〇五年の著書「政治学体系」(politica methodice digesta)のなかで、オランダのカルヴィニズムの特質を契約理論によって陳述している。ところで自然法理論の世俗化に伴う社会契約理論の新時代は、一六五一年のホッブスのリヴァイアサンと一七六二年のルソーの社会契約論の間に訪れたのである。たとえばホッブス (Hobbes, 1588—1679)、『プーフエンドルフ (Pufendorf, 1632—94)』、ロック (Locke, 1632—1704)、『トマスィウス (Thomasius, 1655—1728)』、ルソー (Rousseau, 1712—78) 等が新しい社会契約理論を説いた理論家としてあげられる。これまで、社会契約の一般的性質について語ってきたが、わたくしは、アーネスト・バーカー (Ernest Barker) が、その要素を分析しているのを参考にしながら、それをもう一度考えてみることにする。社会契約の概念は、次に述べる二つの要素からなっている。もしこれらが密接に結合していたら、区別して考察しなければならない。一つの要素は、統治契約 (contract of government, pacte de gouvernement, Herrschaftsvertrag) の概念であり、もう一つの要素は、社会契約 (contract of society, pacte d'association, Gesellschaftsvertrag) の概念である。「統治契約の理論は、国家が統治の意味上、統治者と被統治者の間における契約に基づいているという理論である。多くの思想家が考えたように、この点で止まることは可能である。しかし、わたくしたちが反省し続けるならば、わたくしたちは、中止点 (stopping point) までやってきたけれども、まだ終着点 (stopping place) に到着しなかったということを理解し始めるであろう。統治契約理論は、正にア・プリオリの状態として社会契約理論を仮定している。統治者と被統治者の間にいかなる契約ができる以前に、組織された共同社会の性質の中にすでに何かが存在していなければならない。他の言葉でいえば、有力な統治者が共通の社会意志 (common

social will)に一致して統治の負担を引き受けると同様に、その意志によって、有力な多数の被統治者が結合していることである。<sup>(8)</sup>「このことから知られるように、統治契約を考える前に、まず社会契約の意味をよく吟味すべきであるともいえる。「国家は政治的共同社会あるいは組織化された社会の意味上、無数の契約に基づくよりもむしろある共同社会または社会の各メンバー間の社会契約に基づくものであるとわたくしたちは結論づけなければならない。」<sup>(9)</sup>統治契約は統治者 (Potestas) を創造するが、社会契約は団体 (Societas) を創造する。この点から判断すると、団体が統治者よりも以前に存在するものである。「一度社会契約によって形成された共同社会は、統治者と被統治者のいかなる区別もなく、そしてそれ故、かれらが互いに契約を作成するいかなる可能性もなしに、自己統治することができると。これがルソーの理論である。また一度形成された共同社会が契約なしに、信託の、または受託者の統治機関 (a fiduciary or trustee government) を任じることができるとは、しかし信託の性質の共同社会自体の解釈に基づく信託の違反によってそれを解任することもできる。これがロックの理論である。最後に、一度形成された共同社会は、全ての権利と権力を主権者リヴァイアサンに移すことができる。そして主権者リヴァイアサンは、共同社会とは契約をしない。それ故それは統治契約のいかなる制限にも服さないのである。これが、わたくしたちのいうホッブスの理論である。」<sup>(10)</sup>

アーネスト・バーカーが、ルソー、ロック、ホッブスの思想をこのように説明していることは、社会契約理論の意義を歴史的、政治的に研究しようとする者にとって興味のあることである。また、このことがイギリスの近代統治構造の思想を学ぶ者によって役立つようにみえる。なぜなら、ホッブスとロックの思想はイギリス社会の近代化、すなわち絶対君主制から議会民主制への橋渡しの役を果しているからである。

社会契約理論は、統治構造あるいは政治学等を学ぶ者によって長い間研究されてきた。というのは、この理論は、近代国家の成立がどのようになされるべきかという課題の中心である「いかに統治するか」(how to govern)を論理的に説明しているからである。イングランドの近代国家の理念は、自然の状態(nature of state)の下にある人々を、法の下にある統治によって、生命、自由、財産が害されることから守ることであった。この意味において、イングランドにおける社会契約理論は、ヨーロッパの諸国とは異なった面をもっている。というのは、イングランドの社会契約理論は、決して抽象的なものでなく、常に、法的、経済的、社会的な側面を具体的にもっているからである。ホッブスとロックの思想は、イングランドの混乱期と比較的安定した時期を代表する対象的なものとして今も理解されている。イングランドが内乱、チャールズ一世の死刑等により最もみだれた時に生きていたホッブスと、ホッブスよりも比較的安定した社会に生き、名誉革命を理論化したロックとの比較によって、統治構造をささえる思想の変化にわたくしは、特に目を向けたのである。この態度がイングランドの統治構造の近代化、つまり、絶対君主制から議会民主制の移行過程を思想的に論及できることを可能にするのである。

(1) Ernest Barker, *Essays on Government*, p. 87.

(2) *Ibid.*, p. 87.

(3) *Ibid.*, p. 87.

(4) *Ibid.*, p. 87.

(5) 「統治契約(服従契約)とは、支配者の支配権限は人民と支配者との明示又は黙示の契約に由来するという考えである。

これは種々の理由により中世後期の政治思想に於ては既に一般化していた。なぜなら封建制度の下で、政治関係が封主と封臣との契約によって定まることを目的のあたり見ていたし、又ローマ法の研究は、皇帝の権力から移譲せられていたものであ

ることを人々に教えていたのであるが、これが政治権力一般に推し移して考えられるようになったからである（ローマ法学によるとローマ皇帝の主権は主権法 *Lex Regia* によって人民から移譲されたものであった。そして神聖ローマ皇帝はその後継者だと観念されていたのである）。それは一方では人民の権利を生み、他方では支配者の権利を生むが、しかし両者のいづれにとっても負担、づき、きのものである。尤も契約の内容をいかに解釈するかによって、或は支配者に有利な結果が、或は人民にとってより有利な結果が帰結されてくるけれども、それは又主権の所在をめぐる果しない論争を惹き起した。だからホッブスが支配者の絶対権を確立するために、又逆にルソーが人民主権を確立するために、夫々統治契約を破棄して社会契約一本にしたことは、真に革命的な意義のあることがらであった。ここにも中世と絶縁した彼等の考え方の近代性がみられる。」加藤新平、法思想史七七、八頁。

(9) Ernest Barker, *Essays on Government*, p. 88.

(7) *Ibid.*, p. 89.

(8) *Ibid.*, p. 90—1.

(6) *Ibid.*, p. 91.

(10) *Ibid.*, pp. 91—2.

### 三 ホッブスとロックの統治に関する考え方

(イ) トーマス・ホッブス (Thomas Hobbes, 1588—1679)

ホッブスは社会契約理論についての多くの点を再検討し、それをかれのすばらしい論理で組み立てたのである。かれの有名な著書「リヴァイアサン」(Leviathan, 1651) は、明白に政治的目的を遂行するために書かれたものである。イングランドの内乱当時生きていたホッブスは、国家の権威の必要性を身をもって経験し、絶対的な統治者にそれを

付与しなければならぬと真剣に考えていた。長期議会とチャールズ一世の争いには、ホッブスは国王を弁護した。そしてかれは内乱という無法状態がいかにも臣下の権利をおびやかしているかに注目し、どうして社会秩序を回復できるかを論理的に追求した。かれは同時代の学者と同様に理論的には自然法の権威を認めていたけれども、実定法より上位の自然法の権威についての理解の仕方は異なっていることに注目しなければならぬ。なぜなら、かれの観点は客観的な命令としての自然法から、人間の性質に基礎づけられた主観的な権利としての自然権に移ったのであり、このことが後に「譲渡できない権利」(inalienable rights)の概念を生み、これが個人主義への新たな道に通じるようになったからである。内乱期においては、自然法によって権利の倫理的性格を理解することは不可能である。なぜなら、それを履行させるための制裁が全くないからである。ホッブスは、人間の性質を観察と認識によってみつめ、人間の行為の原理を把握しようと努め、それから、社会全体の動きを理論的にとらえようとした。一六二八年の議会が「権利請願」(the Petition of Right)を作成した時、それが民主制の弊害であるということをかかれは主張した。一六四〇年に長期議会が開かれた時、ロード卿とストラップフォード卿は、ロンドン塔に送られ、ホッブスの生命もおびやかされたので、かれはフランスに逃れたのである。かれが生命の危険を本当に感じ始めたフランスにおいて、かれの信念は確立したといえるであろう。次にわたくしは、かれの信念を書き表わしたリヴァイアサンについて考えてみることにする。

ホッブスが物質主義(materialism)でリヴァイアサンを書き上げたことは、次のかれの言葉で理解できる。「生命(Dife)は手足の動作以外の何ものでもない。そしてそれ故自動人形(automata)は人工的な生命をもっている。」「またかれがリヴァイアサンと呼ぶコモンウェルス(Commonwealth)は、人工の創造物(a creation of art)であり、また事

実上人工的人間(an artificial man)でもある。このことはこじつけ以上のこととして意図され、かつ細部にわたって立案されている。主権は人工的魂(an artificial soul)である。<sup>(1)</sup>

リヴァイヤサンの第一部では、ホッブスは個人としての人間について詳しく論じ、特に感覚(sensation)、思想(thoughts)、理性(reason)、情熱(passion)そして意志(will)等を分析し、原理を見つけ出し、定義している。全て存在するものは物体であるけれども、物体の本性は運動(motion)である。物体の運動は、正に自然界の法則である。自然現象の一般法則は、運動の原理から帰納することができる。自然界は運動の力学で調和を保っているのであるが故に、ホッブスは、この自然界に対する考え方を、自然的な物体と人工的な物体(国家)にまで適用した。まずコモンウェルスを研究する前に、人間そのものの正体が何であるかということ運動の法則からホッブスは考えた。これがホッブスの人間観である。つまり人間の肉体も精神も運動の法則によって変化し、たとえば快や不快、欲望や嫌悪等は、外界の物体の運動が感官、神経、脳髓更に心臓に伝わって生じるものであるとかれは考えた。人間の最も重要な本性は、自己保存欲と自己向上欲という欲求である。ホッブスは人間の本性を理解しながら、肉体と心理との関係を物理学における法則と同じような運動原理によって論じている。

第二部では、わたくしが特に興味をもっている共同社会と個人の関係について、ホッブスは語っている。それは、自然の状態における弊害から人々がいかにして逃れるか、換言すれば、個人が自己を守るためにどのような形で共同社会の下に協同するかという社会契約の内容を含んでいる。ホッブスにとって自然法の主要な原理は、自己保存(self-preservation)の自然権である。自然の状態とは「人々を保護する共同の権力(a common power)なしでは、全ての人々は恐怖の中で生活している。全ての人が全ての人の敵であるかのような戦争と呼ばれる状態に人々は存在して

いる。」<sup>(2)</sup>ということである。この自然の状態においては、人は他人のことを全く考慮しないで自分の利害だけを追求するので、自分の権利に対する制限を何ら考えていない。ここに終りのない戦争状態が、全ての人々をおびやかすようになる。このような状態では、決して個人の自由、財産等を守ることができない。そこでホッブスは、この不安定な社会秩序を建て直すために、自己保存の法則 (the rule of self-preservation) という自然権を考え、それを統治者にゆだねることによって、無条件に統治者に従わせる義務を人々に負せたのである。この契約が「無条件服従契約」 (an unconditioned pactum subjectionis) である。これは、全ての自然権を統治者にゆだねることにより、かれが絶対権 (absolute power) を獲得することを意味する。以上のことについてバートランド・ラッセル (Bertrand Russell) は次のように指摘している。「多数の人々が集まり、そしてかれらに対し権威を行使し、万人の戦争を終らせる主権者あるいは主権体 (sovereign body) を選ぶことに同意すると考えられている。(ホッブスが通常名付ける) この契約 (covenant) が明白な歴史的成果としてと考えられるとはわたくしは思わない。この契約をどのように考えることは確かにその論議にとっては見当違いである。このことは、権威に服することを負っている個人的自由の制限に対し、人々がなぜ服従し、あるいは服従しなければならないかという理由を説明する解釈上の神話 (an explanatory myth) である。ホッブスがいう人々が自ら課する拘束の目的は、自分たち自身のみのための自由愛 (our love of liberty for ourselves) と、他人に対する支配愛 (our love of dominion over others) から生ずる万人の戦争 (the universal war) からの自己保存 (self-preservation) である。」<sup>(3)</sup>

ホッブスはなぜ人間がありやみつばちのように協力し合わないかという問題について、同じ巣の中にいるみつばちが互いに競うことをしない事実、名誉も欲することがない事実、その上統治機構を批難するために理性を用いない事

実に目を向けている。みつばちの合意は自然的なものであるが、人間の合意は契約によって成立する人工的なものでしかない。それだから、契約が履行されえない時には、一人の者か、一つの議会にそれが履行されるように権力を授与する必要がある。ここに「剣のない契約は言葉でしか存在しない」(Covenants, without the sword, are but word)という表現をみいだすことができる。この契約の概念は、ロックやルソーのものとは異なる。なぜなら、それは市民と統治者の間に存在するものではないからである。ホッブスは、民主制よりもむしろ君主制の方を好んでいた。なぜなら権力が国王と貴族に分割されていたから、イギリスの内乱が生じたのだとかれは考えていたからである。この考え方は、明らかにロックとモンテスキューの考え方とは異なっている。一人の者あるいは一つの議会にまかされた最高の権力を、ホッブスは、主権者 (the Sovereign) と呼んだ。ホッブスの体系において、この権力は無制限なものであるが故に、主権者は全ての意見発表に対し検閲権をもち、平和に反する者にたいし厳しく処罰する権利をもっていた。自然の状態では、財産権は存在しえない。財産法はまさしく主権者によって保障されるべきものであると、ホッブスは考えた。それ故、無政府状態であるより、むしろ多少専制的であっても主権者が必要であるとホッブスは認めた。もう一つ注意しておきたいことは、ホッブスの主張する主権者の利益が多く、臣下の利益と一致するという点である。法の拘束力のないところはどこでも、自由、生命、財産等に対する危険がいつもある。この点において、主権者と臣下の利益の一致がみられることは明らかである。反乱 (rebellion) は常に失敗し、もし成功したとしても反乱がまた他の反乱を引き起すから、悪いものであるというホッブスの見解は、いかにかれが国内の平和に対し積極的な姿勢をとったかを表わしている。君主制と専制を区別するアリストテレス以降の分類をホッブスは否定している。ホッブスによれば、専制は単に君主制を嫌う雄弁家がたまたま現われたから起ったのである、と。議会による統



治よりも君主による統治の方が望ましいとかれは主張したかったのである。「君主の利益が国民の利益と衝突する時、かれはかれの利益に通常従う（議会はそうすることをしない）」ということが認められる。君主制のもとでは、お気に入り  
の数、大概、より少ないものである。君主はこっそりと誰かからの忠告を聞くことができる。議会は、公然とその  
議員からの忠告のみを聞くことができるだけである。議会においては、ある議員の偶然おこる欠席は、異なる政党が  
多数派になる原因となる可能性があり、そしてこのようにして政策の変化を生むのである。その上、もし議会がうち  
わめめするならば、その結果は内乱になる可能性がある。これら全ての理由によって、ホッブスは君主制が最良であ  
ると結論づけた。<sup>(4)</sup>「ラッセルのこの記述によって知られるように、君主は、人々の合意または契約によって、かれら  
の全ての人格を代理するようになる。換言すれば、合意または契約によって君主はかれらの代理人 (representative)  
になるのである。君主と臣下とが互いに国内の平和の下で、権利を享受できるようにするためには、まず君主制を維  
持することであるとホッブスは考えた。分裂している議会に臣下の権利義務をゆだねることは、常に危険がともなう  
ものである。なぜなら分裂している議会は全ての臣下の人格を代理することはできないからである。だからホッブス  
は、議会よりも君主の方が臣下の代理人にふさわしいと考えた。

人々の役割は、ホッブスの体系から判断すると主権者をまず選出することで終り、その後の後継者は主権者によっ  
て決定される。主権者は通常自分の子供から後継者を選ぶ。もし子供がいなかったとしたら、かれはより近い親族か  
ら後継者を選ぶのである。いかなる法も主権者がその他の方法で後継者を選ぶことをさまたげることにはできない。つ  
まりホッブスは王位継承が主権者の意志によって決定されるものであるといたかったのである。

ホッブスの臣下の自由について簡単に述べてみよう。「自由は運動に対する外面上の障害の欠如である。この意味

において自由は必然と調和している。たとえば、水の流れになにも障害物がないう時、水は丘から必然的に流れ下る。それ故この定義に従えば、その時、水は自由である。人はかれが欲することを行うことにおいて自由であるが、しかしそれは神が欲することも当然必要とする。わたくしたちの全ての意欲は原因をもっている。この意味において、それは必然的である。臣下の自由はどうかと言えば、法の干渉しないところでは臣下は自由である。このことは、主権者の制限がないことである。なぜならもし主権者が干渉することを決定したならば、法は干渉することができからである。主権者が自ら進んで譲歩するものを除いて、臣下は主権者に反対する権利をもっていない。<sup>(5)</sup> ヨーロッパ大陸では外国の支配からの自由が、主権者の自由であった。しかしイギリスにおいては、主権者の自由とは、国内の秩序維持のために、なんの法の拘束なしに、自由に主権者が権力を用いることができることを意味している。このような理由で、ホッブスは主権者に対する国内の反抗がほとんど正当化されるような時でも、それを批難している。

しかしながら、ホッブスが絶対権として認めている自己保存権 (the right of self-preservation) あるいは自己防衛権 (the right of self-defence) を臣下が君主に対してもっていることに注目したい。「かれは自己保存を統治機関を設ける動機にしたから、このことは論理的である。この根拠に基づいて、制限付きではあるけれども、かれは、統治機関によって戦うことを要請された時、そうすることを拒否する権利をもっていると考えている。これは、どの近代的統治機関も許していない権利である。かれの自己本位の倫理の好奇心をそそるような成果は、主権者に対する反抗が自己防衛においてのみ正当化されること、他人の防衛における反抗が常に罪になるということである。論理上の例外が一つある。というのは、人は自分を守る権力をもたない主権者に対して何の義務ももっていないということである。このことは、チャールズ二世が亡命した時、クロムウェルへのホッブスの服従を正当化したのである。<sup>(6)</sup>」全ての教師

は主権者の召使いであるので、主権者が有用であると考えたものしか教えることができるのである。主権者は外国貿易を規制し、そしてかれは市民法 (civil laws) には服さない。「処罰するというかれの権利は、正義の概念から生ずるのでなく、まさしくかれから生ずるのである。なぜなら誰れも他人の権利を侵害したためにとがめられることができない時、自然の状態において享受する全ての自由をかれは保持しているからである。」<sup>(7)</sup>「自然の状態における臣下の諸権利と諸自由を保障するためには、どのようにして実効あるものにするかということがホッブスの主権概念のモチーフなのである。

コモンウェルスの解消がどのような理由で起り得るかについて、ホッブスは次のように考えている。主権者にほんの少しばかりの権力しか与えないこと、臣下の私的な判断 (private judgement) を認めること、人の良心 (conscience) に反する全てのものは罪であるということ、主権者が市民法に服すること、絶対的な私的財産権を承認すること、主権を分割すること、ギリシャとローマを模倣すること、世俗と宗教上の権力を分離すること、有力な臣下が人気を得ること、主権者と争う自由を臣下がもつこと等によってコモンウェルスが解消するようになる」と論じている。このことは、イングランドとフランスの比較的新しい時代に起ったのである。この意味において、ホッブスは偉大な思想家であり、またすぐれた予言者でもあった。

人をいかに教育するかということは、大学における法学教育にある程度依存するので、それを厳しく監督しなければならぬ。主権者によって定められた宗教であるが故に、礼拝の統一が守られなければならない。以上のことから知ることができるよう、ホッブスによれば、主権者に全ての権力が集中されるべきなのである。かれは内乱に生き残った思想家として、強力な主権者を作り上げることと専念した人であるともいうことができる。

「いつか、わたくしのこの著作（リヴァイアサン―筆者注）が主権者の手に入り、そしてかれがある興味をもつ、あるいは嫉妬深い解釈者の助けなしに、それ（それは短かく、そして明せきであるとわたくしは思うので）を自分自身で考えるであろう。そしてかれは完全な主権の行使によって、それが公共的に教育されることを保護し、この思索の真理を實際の実益に転換していくであろう。」<sup>(8)</sup> リヴァイアサンの著作を読むことによって、君主が絶対的な存在になることをホッブスは望んでいた。しかし、君主がプラトンのような哲学者になるべきであるというよりも、ホッブスの主張はより現実的なものである。なぜならホッブスは内乱という現実をみつめてきたのであるから、決して空理空論あるいは論議のための論議を主張しているわけではないからである。このことは、次に述べるホッブスの主権者の役職についての見解からよく理解できよう。「（君主であれ、または議会であれ）主権者の役職（the office of sovereignty）は、かれに主権（sovereign power）が信託された目的にある。すなわち、それは人々の安全（the safety of the people）の獲得である。そしてかれは自然法によってそれが義務づけられ、そしてその法の創造者である神に対し、かつかれに対してのみ、それについて答弁する義務をもっている。しかし、ここでいう安全とは、保護だけでなく、全ての人がコモンウェルスに対して危険や損害を与えることのない合法的な勤勉によって自分のものとして取得する生命のための全ての満足をも意味するのである。」<sup>(9)</sup> 二人の者が同じものを欲している場合、かれらは二人とも決してそのものを享受できない。そこにおいてはかれらは互いに敵になり、殺し合うか、他方を服従させる者になりさがつてしまふ。この自然の状態を防ぐために、ホッブスは主権者に全ての権力を集中し、全ての人の安全を確保しようと努めた。自然の状態での自己保存権は、第三者である主権者にまかされたのであるから、必然的にかれの行為は臣下の利益を表わしていると考えられる。このことは、臣下が主権者に服従しなければならぬ理由づけでもある。ホッブス

の思想は、内乱における個人の利益追求に対して熱烈な憎悪をもちながら、その反面、弱い統治の下でゆっくりと成長してきた個人主義(individualism)の原理をも生んだのである。なぜなら、イングランドにおける力強い統治は、臣下の諸権利と諸自由を守るために必要だとホッブスは主張したからである。ここにイングランドの絶対主義(absolutism)は大陸におけるものとは全く性質を異にすることを見い出すことができる。このようにホッブスの思想を検討すると、主権者と臣下の関係をどのように理解するかによって、かなり異なった理解の仕方が生まれる可能性もっている。それ故、リヴァイアサンは哲学であり、また神話でもある。国家、社会を理論的に分析できたとしても、それは決して事実そのものではあり得ないのである。ホッブスもやはり理論と実践の一致にさぞ苦しんだことであろう。このことはあくまで想像の上のことであるが。

第三部で「キリスト教のコモンウェルスについて」(Of a Christian Commonwealth)ホッブスは論じ、その中で「世界の教会(universal church)は存在しない。」と主張している。なぜなら教会は市民の統治機関に依存しなければならないからである。そこでかれは全ての国において国王が「教会の首長」(head of church)にならなければならないこと、そしてローマ教皇の大君主の役職と不謬性は絶対に認めることができないと説明している。

第四部の「暗黒の王国について」(Of the Kingdom of Darkness)は主としてホッブスのきらっていたローマ教会の批難の内容をもっている。なぜかれがローマ教会をきらっていたかといえば、それが世俗の権力の上に宗教上の権力を置いたからである。以上簡単にホッブスの思想にふれてきた。このことが後に述べるロックの思想との比較にとって特に重要にみえる。全ての共同社会は、今も、無政府状態と専制政治の二つの危険をはらんでいる。ホッブスは無政府状態を非常に恐れ、「いかに統治するか」(how to govern)あるいは「いかに服従するか」(how to obey)という

どの近代国家も常に悩んだ課題に正面から取り組んだのである。ホッブスの主権概念は、非常に合理的かつ功利的にこの課題を説明している。ホッブスの思想の特徴をフリードマン(W. Friedman)は次のように指摘している。「このようにしてホッブスは権威と法の中世的概念を全て破壊している。教会は神の法(divine law)を奪われ、自然法(natural law)はもはや上位の法(superior law)でなくなり、中世社会に本質的な自律的自治体は除去され、そして動物的かつ合理的な存在の訳のわからない自己中心的な(self-centered)個人主義的な(individualistic)、実利主義的な(materialistic)そして非宗教的な(irreligious)近代人が明らかになる。かれの個人主義はホッブスとロックを結合させ、かれの功利主義は、ベンサムとミルを結合させ、かれの絶対主義は、国家の増大する権力をかたく結びつける全ての理論と結合させたのである。<sup>(10)</sup>」

イングランドにおいて専制政治に反対したのはピューリタンである。イングランドの内乱時には、大まかにいえば、無政府状態を恐れる者と専制政治を恐れる者の二つのグループが存在していた。つまり無政府状態に胸をいためるか、専制政治に胸をいためるかによって、人々の統治に対する考え方が異なるのは当然である。宗教改革後の自由主義者は、この二つの危機(無政府状態と専制政治)を経て、はじめて支配権をもつようになったのである。この時期が、一六八八年の名誉革命の時期に当るのである。イギリスの自由主義は、ホッブスの影響を受けたロックの『市民的統治についての二つの論文』(Two Treatises of Civil Government)の第二論文によって実をむすんだのである。この論文は一六八八年の名誉革命を正当化したロックの思想がよく表わされている。ロックの思想は、ホッブスのものは異なり、比較的安定した社会に根ざすものであるから、ホッブスのように社会秩序の回復のために全ての権力を主権者に集中するという主張はみられない。ロックは権力の分立の原理、抑制と調和の原理に基づいて、生命、自由、

財産の保障という市民のための統治をどのようにしたら達成できるかということを思索したのである。

- (1) Bertrand Russell, *History of Western Philosophy*, p. 533.
- (2) Thomas Hobbes, *Leviathan*, p. 143.
- (3) Bertrand Russell, *History of Western Philosophy*, p. 535.
- (4) *Ibid.*, p. 536.
- (5) *Ibid.*, p. 537.
- (6) *Ibid.*, pp. 537—8.
- (7) *Ibid.*, p. 538.
- (8) Thomas Hobbes, *Leviathan*, p. 320.
- (9) *Ibid.*, p. 295.
- (10) W. Friedman, *Legal Theory*, p. 122.

(ロ) ジョン・ロック (John Locke, 1632—1704)

ロックは、ホッブスとは異なった方法で、個人の諸権利と諸自由の尊重という近代国家が当面しなければならぬテーマを考えたのである。なぜなら、かれは伸びゆく中産階級の利益と希望に対して大きな影響力を与えたからである。かれは、利益追求と倫理目的の対立をさける方法で個人主義的かつ利欲的な中産階級の行為を裏付けた理論家である。そして、かれは実定法に対する自然法の優位を主張し、特に私的財産権が譲渡できない自然権の中で最も重要な地位をしめしていると考えていた。ホッブスとは異なり、ロックは全ての自然権を権力者にまかせるために多数者による統治を正当化する。またかれはその権力が統治機関に信託されていることを示す社会契約理論を明かにした。統治機関は、個人の諸自由と諸権利を守るために信託されたものであるから、無制限に権力を用いることはできない。

ロックは個人の譲渡できない権利と統治の関係をどのように把握したらよいかについて非常に苦心している。一六八八年の名誉革命後、イングランドにおいて近代的統治構造の思想が次第に形式されてきた。これに大きな影響力を与えたのは、ロックの統治に関する思想である。この意味において、イギリスの近代統治構造を研究したいと考えるならば、ロックの思想を一度は必ず概観しなければならぬとわたくしは思っている。ロックでさえ、過去の思想家フーカー (Hooker)、ホッブス (Hobbes) の影響を強く受け継いでいるのであるから、政治思想あるいは統治構造についての思想等は全て、歴史の流れの中で把握することが必要となるであろう。ロックは主にフーカーから統治機関に明白な道徳的原理を課する中世的な概念を吸収し、ホッブスからは、譲渡することのできない自然権と個人主義的な要素を近代的なものにすることにより、自己の思想をつくりあげた。ホッブスと同様に、ロックは「自然の状態」「自然権」を論及することによって統治の源泉を追求しようとしている。まずかれは、全ての市民的統治に先だつ自然の状態を仮定することによって『市民的統治についての第二論文』は始まっている。自然の状態において存在する自然法は、神の命令であり、それは決して人間が立法することによって確立したものではない。この自然の状態をロックがどこまで歴史的事実によって証明しようとしたかは明らかではない。しかし、ここでいえることは、この状態においては、全人類の平和と保存という自然法の執行が全ての人にゆだねられてしまうので、全ての人が法の違反者を罰する権利をもつようになるということである。換言すれば「他人に対する優位または裁判権を当然もっていない完全な平等状態 (The state of perfect equality) において、全ての人が、誰も自然法を執行できる権利をもたなければならぬ<sup>(1)</sup>。」<sup>(1)</sup> バートランド・ラッセルは、自然の状態と自然法について次のように述べている。「ロックが自然の状態と自然法について語っていることは、大体、独創的なものでなく、ただ中世のスコラ哲学者の原理の繰返しにすぎない



いのである。聖トーマス・アクイナスは次のようにいっている。『人によって作られた全ての法は、正確にはそれが自然法から引き出された範囲にまで法の特性に耐えられるのである。しかし、もしある点においてそれが自然法と抵触したならば、それはただちに法であることをやめるであろう。なぜならそれは単なる法の曲解であるからである。』<sup>(2)</sup>

第二章の「自然の状態について」ロックは次に述べるように、統治以前の状態を明らかにすることによって、統治の意味づけをしている。「政治権力を誤りなく理解するために、またそれをその源泉にまで遡ってみるために、わたしたちは全ての人々が自然の力ではどの状態に存在しているかを考究しなければならない。そしてそれは、他人の許可を願うこともなく、かつ他人の意志に依存することもなく、自然法の範囲内で、かれらが適当と考えるようにかれらの行為を規律し、そしてかれらの財産と身体を処分できるような完全な自由状態 (a state of perfect freedom) である。」<sup>(3)</sup>「自然の状態における平等について、フーカーの言葉を次のように引用している。「同様な自然の動機は、平等である全てのものが同一の尺度をもたなければならないことを理解することによって、他人を愛すると同様に自分を愛するという義務があることを理解させた。もしわたくしが、誰かが自分自身の魂を祈ると同様に全ての人の両手にあるかぎりのものをよいものとして認めたいと祈らざるをえないならば、一つの同じ性質をもっている弱い他人の中に疑いもなく存在する同じ欲望が満足されるように注意しない限り、どのようにしてわたくしたちは魂の中にあるわたくしたちの欲望のいくらかでも気を付けることができようか。この欲望に反するものを他人に課せようとすることは、全ての点において、わたくしが深く悲しむのと同様に、他人を深く悲しませるにちがいない。それ故、もしわたくしが損害を与えるならば、わたくしもまた損害を受けることに注意しなければならない。なぜなら、そこではわ

たくしが他人に示すより以上に、他人はわたくしに愛を示す理由はないからである。それだから、可能な限り自然の中においてわたくしの平等を愛してもらいたいという欲望は、わたくしに他人に対しても十分に同じ愛情を示さなければならぬ自然の義務が課せられるのである。わたくしたち自身とわたくしたちと同様な他人の間におけるこの関係から、自然の理性が生活の指針のためにどんな準則と教会法を引き出しているかを知らない人はいない。<sup>(4)</sup>

しかし、この自由の状態 (a state of liberty) は放縦の状態 (a state of licence) ではない。つまり人は自分自身の身体と財産を処分する自由な権利をもっているが、身体と所有している創造物 (creature) を単にそれらを保存する以上のより高貴な用途がそれらのために要求されないとすることは、それらを破壊する自由をもっていない。自然の状態には自然法があり、これが、まさしく理性の法なのである。自然の状態においてさえ、人の生命 (life)、健康 (health)、自由 (liberty) と財産権 (possession) が尊重されなければならないと、ロックは主張している。このことを神の概念を用いて次のように指摘している。「なぜなら人は全て唯一の全能でありかつ無限に賢い創造主の作品 (The Workmanship of one omnipotent and infinitely wise Maker) であるからである。というのは、全ての人は神の命令によって神の仕事に従事するためにこの地上に送られた唯一最高の召使いであり、人間同志の意向ではなく、神の意向にそう限り、神の所有物であり、神の作品であるということである。そしてわたくしたちは、同じ能力を授けられ、全てが自然の一つの共同社会に加わっているのです、下等な創造物がわたくしたちのためにあるように、わたくしたちも互いに役立つようにつくられたので、互いに殺し合うことをわたくしたちに正当化するような服従をわたくしたちの間において仮定することはできない。全ての人は自分自身を保存すべきであり、また気ままに自分の状態を放棄することができない。これと同じ理由によって、自分自身の保存がおびやかされない時には、人はできるだけ残りの人類を保存しなければ

ならない。犯罪者を裁く場合以外は、生命を奪ったり、またはそこなったり、あるいは、生命、自由、健康、手足の保存に役立つもの、あるいは、他の財産を奪ったり、またはそこなったりすることはできないのである。<sup>(5)</sup> ロックは自然の状態において人間同志が互いに権利を害さないように、全ての人類と平和の保存という自然法の実効性が確保されるために、その執行権は全ての人々がもたなければならぬと考えている。たとえこのような完全な平等状態でも、犯罪者を罰するものがないとしたら、自然法も執行できない無法状態になり下ってしまふ。この自然の状態でも、犯罪者を罰するときは、絶対的あるいは専制的な権力によってではなく、平静な理性と良心によってなされなければならぬ。なぜなら犯罪者は自然法に違反することによって神の定めた理性と共同の正義に服さなければならぬからである。この章においてロックは自然法の違反者に対する処罰について、自然の状態における全人類の平和と保存の立場から理論の裏付けを行っている。政治権力を自然法の違反者を裁く権力として理解しているところにロックの思想の一面がみられる。自然の状態における不便さを取り除くためには、市民的統治が望ましいとロックはいうのである。というのは、自然法の執行は、全ての人にゆだねられているのであるから、實際上、違反者を処罰する場合、よこしまな本性や激情や復讐心によって裁判が行われる危険性があるからである。ここに裁判に対する不信が生まれ、共同社会は混乱と無秩序になるのである。このような自然の状態を終らせうる契機が、一つの共同社会に入り、一つの政治団体に加わることに人々が互いに同意することであるとロックは主張している。人々がこの同意によって政治社会のメンバーにならない限り、人々は自然の状態に置かれたままである。自然の状態から政治社会への移行を、換言すれば、政治権力の確立を人々の同意でロックは理論化したのである。このことについてロックは第七章「政治的社会あるいは市民的社會について」において次のように述べている。

近代イギリス統治構造をささえる市民的思想について

「それ故、どの位の人数の人々でも、人々が一つの社会に結合して、そして全ての人が自然法の執行権を放棄して、それを社会にまかせるところどこでも、そこにまたはそこにだけ政治的あるいは市民的社會がある。そして、このことは、自然の状態にあるどれ位の人数の人々でも、人々が一つの國民、一つの政治団体を唯一最高の統治の下でつくるために社会に入るところどこでも、あるいは、誰かがすでにつくられた統治に加わり、かつ合同する時にはいづも行われるのである。なぜならそれによって人は社会に、換言すれば社会の立法部に社会の公共の善が要請することにそつて自分のために法をつくる権限を与え、その法の執行に対して（自分自身の命令に対するように）自分自身の援助が当然払われるべきである。そしてこのことは、人々が全ての論争を決定する權威と、国家のいかなるメンバーにふりかかるかもしれない危害を救済する權威とをもつた裁判官をこの地上に設けることによつて、自然の状態から國家の状態に入ることである。その裁判官は立法部あるいはそれによつて任命された為政者なのである。そして、どの位の数の人々が連合していたとしても、訴えることのできるような決定的な權力がないならば、そのような人々はまだ自然の状態に存在していることになる。」<sup>(6)</sup>この記述から、自然の状態で人々もつていた自然法をどのような理由によつて社会にまかせようになつたかをロックが説明していることがわかるであろう。政治的あるいは市民的社會の裁判官は法の執行者である。しかし自然の状態における自然法の執行者は共同社會を構成する全てのメンバーである。この違いをロックは理論化したのである。つまり政治權力の正当化を裁判官の機能に求めたのである。ここにホッブスの自然の状態の理解の仕方とは異なつたロックのユニークな考え方がある。このことに続いてホッブスの絶対君主制に対する激しい反對論が述べられているので記しておくことにする。「そして、ここから、ある人々によつて絶対君主制がこの地上で唯一の統治機關であると考えられていることが、全く市民的統治の形態でありえないというこ

とは明白である。なぜなら市民的社会の目的は、その社会の全ての人が危害をこうむったり、あるいは論争が生じたことを訴えることのできる知られた権威（社会のメンバーはこれに従わなければならない）を設立することによって、全ての人々が自分自身の事件において裁判官なることから必然的に生ずる自然の状態の不便をさけ、また直すからである。<sup>(7)</sup> 続いてロックは絶対君主が、人々の争いを裁く適切な権威をもっていないという理由で、厳しくそれを非難している。

「なぜなら絶対君主は、かれ自身立法権と執行権の両方をもっていると考えられているから、そこにおいては、公平かつ差別なく、そして権威をもって決定することのできる君主、あるいはかれの命令によってこうむるかも知れない損害や不都合について、救済と矯正をすることが期待される裁判官を見い出せないし、いかなる訴えも誰にも聞かれていない。」<sup>(8)</sup>

立法権と執行権をもっている絶対君主が存在する限り、そこでは、正義を実現できる裁判官はなく、訴えるところをもたない人々は自然の状態のままである。このロックの考え方は、ホッブスの主権者の概念と極めて対照的であるように、わたくしにはみえる。いままでに政治的あるいは市民的社會について簡単にふれてきたのであるが、次にその社会の起源がどのような理由づけによって成立したか、あるいはロックのいう社会契約とはどんなものであるかをわたくしは考えてみることにする。「すでに述べてきたように、人々は生まれつき全て平等であり、独立しているのであるから、誰も自分自身の同意なしに、この状態から追い出され、他人の政治的権力に服従されることはできない。この同意は、自分自身の財産権の安全な享受と、共同社会以外のいかなる人に対するより大きな防衛によって人々が互いに快適かつ安全で平和な生活を送れるために共同社会に加わり、結合することによってなされるであろう。」<sup>(9)</sup>

このロックの同意の概念こそわたくしが一番問題にしたいものである。「同意」(consent)が政治的あるいは社会的社会の成立の契機であり、この概念によってイギリスの議会民主制の発展が可能になったといっても過言ではないであろう。『市民的統治についての第二論文』の基調は、同意の概念にあるともいえよう。この考え方の基本は、国王あるいは他の統治者が国民の同意なしに何もすることができないということである。このことは、イギリス人が十七世紀において特に苦しめられた絶対君主制に対する一つの反動を表わしている。チュダー、スチュワート王朝の国王は、神からかれらの権威が引き出されたものであると信じていた。事実、この思想はヨーロッパ大陸において広く普及していた。ホッブスはこの思想に対して厳しく批判していたが、かれの思想はあまり極端すぎて、イングランドにおいて人気を得ることができなかった。ロックは前に述べたように神から引き出された権威が絶対的なものであるという絶対君主制に排戦している。ロックはなぜ統治機関が存在しなければならぬかを自然の無政府状態における欠陥に目をむけ、この状態からぬけ出るために人々は結合し、政治的社会を形成しなければならぬということに求めたのである。人々は主権者あるいは市民的統治者に信託することによって、自然の状態における自然法が執行されるようになったとロックは説明している。ロックは市民的統治は絶対的なものではない。なぜならそれは信託であるが故に、いつでも取り消されるものだからである。全ての統治者は、原始的社會契約 (the original social contract) によって権威づけられるものである。同意は、原始的社會契約の要素である。この同意は、一つの社会あるいは一つの統治機関をつくるためのものであるから、それによってでき上った市民的社會は、一つの団体として行為しなければならぬ。すなわち人々がその同意をなすことは、市民的社會の多数者に従うことを前提としている。そうしなければ、人々が再び自然の状態に逆戻りすることになる。人々が何ものにも拘束されない社会は存立しえない。「それ

故、自然の状態から出て共同社会に結合する人だれでも、特別の多数決に明白に同意しない限り、共同社会の多数者に社会に結合する目的に対して必要な全ての権力を与えるものとして理解されなければならない。<sup>10</sup>これが服従契約である。ここにイギリスの市民的社会的原動力である議会の役割を見い出すことができる。政治的義務の基礎としての同意の原理は、統治者に課せられた信託を無視したものを排除する権利を人々に与えている。この権利が反抗権である。ロックは「気まぐれ (inconstant)」、不確かな (incertain)、知られていない (unknown) そして専制的な (arbitrary) 統治」を統治者が行う場合、これこそ信託に反するものであるとしている。これに対して反抗権を人々に与えるのである。この反抗権が、ロックを理性の時代と同時に革命の時代の知的先駆者にしたのである。しかし事実上、ロックの反抗権はイングランドにおいては存在しなかった。フランスでは、ロックの思想が極端に走ってしまった。フランス人は同意の原理を暴君を追出すことのみならず、全ての統治構造をとり除くことにも用いられ、またそれは新しい社会の出発の契機であると考えた。またアメリカ等の植民地の人々は、統治に対する同意をもっていないかった。ロックの思想はイングランドに深く根しているのであるが故に、それがイングランドの社会に与えたものと諸外国に与えたものとは本質的に異なるのである。『市民的社會についての第二論文』によって理解できるように、ロックは一六八八年の名譽革命を誇り、そしてそれが新しい良き社会になる歴史的事件であると高く評価しているように見える。ロックの主張していることは、ある意味では、ジエームズ二世によって奪われてしまった古い中世の諸権利と諸自由を回復することにある。ロックは中世の思想に基づきながら、それを近代化することによって自分の思想を築き上げた。また自然権を回復する時にだけ、革命を認めたのであるから、この概念は決して広義のものではない。

- (1) John Locke, *Of Civil Government*, p. 120.
- (2) Bertrand Russell, *History of Western Philosophy*, p. 601.
- (3) John Locke, *of civil Government*, p. 118.
- (4) *Ibid.*, p. 119.
- (5) *Ibid.*, pp. 119—20.
- (6) *Ibid.*, p. 160.
- (7) *Ibid.*, pp. 160—1.
- (8) *Ibid.*, p. 161.
- (9) *Ibid.*, p. 164.
- (10) *Ibid.*, p. 166.

#### 四 名誉革命を理論化したロックの思想

前に述べたように、ホッブスと同様にロックも、何人も自然権を享受しているが、しかしそれが実質的に保護されていない自然の状態からのがれるために、政治哲学を築き上げたのである。同じ自然の状態から両者が出発しているにもかかわらず、かれらの思想は根本的な差異を含んでいる。このことにわたくしは興味をもっている。なぜならホッブスは強力な主権者を認めたのに対し、ロックは名誉革命の精神である制限された君主すなわち統治構造上の君主をのみ正当化しているからである。ホッブスとロックの統治についての思想は、イングランド社会の過渡期における政治的な動きの底に流れているものなのである。この二つの典型的な思想を一瞥することによって、近代的な統治つまり議会による統治の本質にふれることができるようにわたくしにはみえる。ロックは自然法に違反した者の処罰



権を市民的社会にゆだねている。ロックはまた財産権を認めている。これが市民的社会の基礎になるものである。各人は財産を所有しこれに労働力を加えることによって新しい形態の生産が行われるようになった近代社会をロックは法的に理論化している。「このようにして、共同社会の承認と保障によって創造されたのではなく、共同社会の以前に存在した自然の、生来の財産権を主張しているウィッグ派の所有者階級をロックはなだめた。一方ホッブスは臣下の全ての権利のように財産権が統治機関の創造であり、そしてそのようなものとして財産権はその創造主（統治機関——筆者註）のコントロールに服するものと考えている。」<sup>(1)</sup>ロックにおける処罰権は、犯罪を処罰する権利と償いを受ける権利の二つに区別できる。「このような処罰権は、財産権の必然的な結果である。しかし、ロックの述べているような前政治的な状態（a pre-political condition）は、実際、政治的なものである。承認された権利の社会制度をもっているロックの自然の状態は、すでに政治的社会である。」<sup>(2)</sup>とバーカーはロックの自然の状態について適切に批判している。ロックは、バーカーの指摘した点からでなく、自然の状態に存在する不完全さを示すことによって、自然の状態と市民的社会を区別し、そしてこのことから、市民的社会の意味づけを行っている。犯罪を処罰し、救済を実効力あるものにするために、ロックは、処罰権を市民的社会にまかせたのである。しかしながら、ホッブスは人々が社会を形成するためには譲渡契約（contract of surrender）が必要であると考えていた。ホッブスのこの契約は人々が一方的に服従しなければならぬという内容をもっている。主権者に対して絶対的に服従しなければならぬ義務を人々に負わせるのがこの契約の主旨である。これに反し、ロックはこの行為を二つに区別している。「人々が一つの共同社会あるいは統治機関をつくるために同意する最初の行為によって、現実には合同し、そして一つの政治団体をつくる。ここでは、多数者が他の者を代理し、決定する権利をもっている。第二の行為によって多数者が立法部すなわち最高の

権力の地位を決定したのである。<sup>(3)</sup>「第二の行為こそ一六八八年の名誉革命の成果である。立法権の優位、国会主権の概念をバーカーは次にみごとに説明している。「しかし最初の行為からロックは立法部を社会の公共の善に制限されているものとして（あたかもそれが最高であるかのよう）みている。それはただある目的を代理する信託の権力（a fiduciary power）である。そして人々が自分自身に課した信託に反して代理している立法部をみつけた時、それを取り除く、あるいは変更する最高の権力（他の、より高い最高権力）が人々の中にまだ残っている。<sup>(4)</sup>ここにみられる信託の概念はイギリスの衡平法に基づくものである。この信託の概念を検討する前に、まずロックの統治権力を立法部と他の権力からみていくことにする。自然の状態は不完全であるが故に、三つの権力（立法部は裁判についての格一的な規則を規定すること、執行部は司法部の判決を実施すること、司法部は公平に法を司ること）が存在できない。ロックはこれら三つの権力よりも立法部と執行部の二つの権力を強調している。「これらの二つは（一）立法部、（二）執行部である。後者は、司法部を含むように見え、かつ立法部によって公布された法の下で裁判をするという国内の問題に主として関係しているようにみえるかも知れない。ロックは前者についてそれは常に存在すべき必要性はないと注釈し、そして後者については、法の執行に気を付けるべき権力は常に存在すべき必要性があると注釈している。そして、かれは、一方の不連続性と他方の連続性という根拠に基づき、立法部と執行部がしばしば分離されるようになる」と結論づけている。<sup>(5)</sup>」その上、ロックは第三の権力を連合権（federative power）と称している。執行権に加えられるような連合権をあまり強調する必要はない。ロックの語る統治権力は立法部、執行部と連合部（legislative, executive and federative）であるが故に、モンテスキューの統治権力の分類——立法権、行政権、司法権（the legislative, executive and judicial powers）——とは異なる。<sup>(6)</sup>ロックは立法部と執行部の分離を決して強調していない。かれがモンテスキューのような権

力の分立を主張しているようにはみえない。ロックは主権の理論をもっているので、必然的にモンテスキューのものと違っているのである。名誉革命の原動力は議会であり、この活躍なくしてイギリスの近代統治構造は育つことができなかったであろう。ロックのいう信託の概念は、まさに議会の主権あるいは議会の優位をカバーするもののように見える。次に、信託の概念と社会契約理論について考えてみることにする。一六八九年の初期——この年は『市民的統治』についての二つの論文』が発行される前年である——において仮議会の重要部分をしめる貴族院が五十五対四十六で国王と国民の間において原始的契約があるということに同意した。この前提から引き出された実際上の結論は次のようなものである。「(一)国王の議会による廃位（遠曲に名づけられた譲位）(二)王座の空位、そして(三)新しい国王の議会制度——あるいはより正確には新しい共同治世の国王と女王（ウィリアムとメアリー）の議会制度。ロックはこの結論を受け入れ、正当化したけれどもかれはその前提を受け入れなかった。かれは議会のような統治契約によってそれを考えなかった。なぜなら、かれは社会契約によってそれを考えたからであり、そしてそれが信託証書（a trust-deed）に基づく信託の主権者によって守られるからである。信託の概念は契約を推認すると議論されるかもしれない。そして信託はローマ法の委任（mandatum）であり、ローマ法における委任は諾成契約の形式であるという議論が支持されうると主張されうるかもしれない。」<sup>7)</sup>もしこの議論が支持されるならば、統治契約と社会契約の両方の契約概念がロックにおいて認められるようになるであろう。しかしこのことは、本当のロックの見解ではないとバーカーは考えている。なぜなら、イギリスの信託の概念はローマの委任の概念と同じようなものでありうるかも知れないが、決して同じものではないからである。次にバーカーの信託の概念について簡単にふれてみることにする。信託（trust）は、信託の創設者（the creator of the trust）もしくは信託者（the trustor）、受託者（the trustee）と信託受益者（the beneficiary of the

trust)の三当事者で成立するとバーカーは論及し、続いて次のように述べている。「信託者に対する受託者は第三者に義務を負うという契約を結んでいるといわれる可能性がある。しかしこの第三者(信託受益者)に対する受託者は契約を結んでいない。かれは簡単に義務を引き受け、そしてそれを一方的に引き受けているからである。もしわたくしが、今信託の概念を政治学と政治理論に適用するならば、わたくしたちはここにおいて信託者であり信託受益者である共同社会と、受託者である統治機関の両当事者しか存在しないことに注目しなければならぬ。信託者としての共同社会は、受託者いわゆる統治機関と契約を結んでいるといわれる可能性がある。しかしながら、ロックが主として信託受益者とみなしている共同社会は契約を結んでいない。この見解からみれば、統治機関は共同社会にとって受託者ではあるが、しかしそれは、共同社会と契約を結んでいない。なぜなら、信託の背後にある神法と自然法によって設けられた拘束を知っているので統治機関は義務を引き受け、かつそれを一方的に引き受けているからである。」<sup>(8)</sup>バーカーは、ロックのいう自然法に市民的社会の形成以前にも統治機関が拘束され、人間は神の創造物であるが故に、その生命、身体等を勝手に処分できないと説く思想が統治契約の中にすでに存在していると指摘している。この意味において統治機関は一方的に神法と自然法に支配されていることは疑いの余地のないことである。

「従って、政治的受託者の職務は、義務の重荷(a burden of obligation)を意味する。なぜなら、その最も目立つ面は信託によって抑制されている権力の濫用あるいは無視のために負う責任であるからである。そしてこの責任は信託に反する行為を取り除くことにまで及ぶのである。」<sup>(9)</sup>統治に適用されうる信託の概念は、その後の議会の慣行にまで発展するようになった。そして十八世紀において全ての権力は信託であるという議会に対するイギリス人の感情にまで成長したのである。この信託の概念は統治機関と人々の間に存在する統治契約よりもむしろ統治機関そのものをチェ

ロックしようとしたものである。契約そのものは、独立した両当事者間における合意で成立するものであるが、受託者は信託受益者に対して契約における独立した当事者ではもちろんない。そこにおいては、互いに権利を譲渡するという契約にみられる行為はない。受託者は信託受益者に対して義務を負うが、それに対して権利をもっていない。信託受益者は権利をもっているが、受託者がもっているような義務を負っていない。このようにバーカーは信託の概念を説明し、次のような結論を下している。「わたくしたちは、このようにして次のように結論づけることができる。ロックは統治契約の概念を放棄している。なぜなら、その概念は、それによって共同社会に対して第三者として認められるであろう統治機関に都合がよすぎるからである。ところが、かれの見解においては、統治契約の概念は共同社会において、それを貫いてかつそのために存在しているのみである。他方ホッブスもまたロックと反対の理由によって統治契約の概念が放棄されているが、その概念はそれによってリヴァイアサンに対して第三者として認められるであろう共同社会に都合がよすぎたからである。ところが、かれの見解においてはそれはリヴァイアサンを貫いて存在しているだけである。」<sup>(10)</sup>このホッブスの理解の仕方、リヴァイアサンが事実上、共同社会のために存在していたということはできない。なぜなら当時のイングランドは内乱状態にあったのであるから、共同社会またはリヴァイアサンの概念は、理念上のものであったからである。しかしわたくしたちにとって、ロックとホッブスの考え方が、かれらが生きた当時のイングランドを理念的かつ具体的に把握しようとしたことに対し高い評価をしてもよいように見える。ロックの理論における他の諸要素についてバーカーは適切に表現していることを引用することにする。このこと以一応ロックの思想についての考察をやめることにする。「(一)ロックは人々がかれら自身の共同を通して、かつかれら自身の団体 (a corporate body) になると信じている。なぜなら、どの位の数の人でも一つの共同社会、あるいは一

つの統治機関をつくることに同意した時、かれらはそれによって、現に結合し、その時から多数決の原理によって行爲することが出来るからである。ホッブスは反対に団体は主権者の人格においてのみ形成されることができると考えた。かれの臣下の全ての人格（いわゆる権利あるいはむしろ権力）をかれの人格によって、主権者がかれ自身において最初にかれらの人格を一つの人格、あるいは一つの国家をつくり上げるのである。ロックは社会の団体（the incorporation of a society）を内面的なもの、またはそのメンバーの自発的な統一によって成り立っているものとみなしている。ホッブスは社会の団体を外面的なもの、またはそのメンバーに対する首長によって適用される不干渉性の権力によって成り立っているものとみなしている。ホッブスにとって、首長を離れて団体は存在しえないのであり、ロックにとっては、信託なしでさえ社会の団体は存在できるのである。

(二) 他方、ロックは主権の性質と所在についての明白な見解をもっていない。かれはある時、人々の、換言すれば共同社会の最高権力について語っている。他の時には、立法部の最高権力（まさしく、それは共同社会であるかも知れないし、またそれは共同社会によって任命された代表者の団体であるかも知れない）について語っているからである。そして他の文脈において、執行部が一人にまかされ、かつかれが立法部とも参加するところでは、その者は最高権力と呼んでもよいかも知れないと述べていることを注目している。<sup>(12)</sup>「ロックは主権を考へることよりもむしろ個人の権利、言葉をかえていえば、主権者に課する制限を吟味するために、個人の権利保障を重点的に検討しているようにみえる。自然の状態における自然法が個人の権利の背後にあることを忘れてはいけぬ。ロックは自然法を強調することによって議会の役割を明確なものにし、また絶対君主をその下に置いたのである。最終的な主権者は、立法部にも共同社会にもなく自然法の中に存在している。ロックは自然法を擁護することによって個人の尊重を法的、政治的に裏付けたの

である。ここにイギリス社会の近代化に果したロックの偉大さがみられるのである。

「(三)しかしながら、不変の、かつ不変に作用する共同社会の主権というルソー (Rousseau) の概念の先取りがロックの第二論文にみられる。」<sup>(13)</sup> なぜならロックは共同社会により、あるいはその目的のために法の規則は存在すると考えていたからである。またかれは多数者が当然共同社会の全ての権力をもっているので、共同社会のために法を制定する権力を用いることができ、そして共同社会によって任命された役人によってその法は執行されると考えていた。またかれは、この統治の形態こそ完全な民主制であるともいつている。このような共同社会の概念がルソーの主権概念に類似しているようにみえる。事實上、ロックはそのような主権概念に到達していたのであるが、それを発表していない。かれは概して貴族院にたてもり、そして庶民院に影響を与えるウィッグの被授与者のためにたたかつたのである。そのためにかれは議会における国王に最高権力をゆだねるのに懸命であった。またかれは、共同社会の最高権力は立法部が信託に違反して行為する時のみ、それを取り除き、かつ取り変えるために生じるものであると理解している。つまりロックは、統治機関は契約によって人々が結合した社会のためにのみ存続しうるのであるが故に、これに違反して行為した統治機関がどのような理由によって排除されるものかについて特に言及し、ここにおいて共同社会の最高権力の重要性を説いたのである。しかしこの理論はあくまで一般的なものであって、決して現実的なものではなかった。というのは、信託に違反して行為する統治機関を仮に考えて、ロックは、それを理論化したからである。この理論の中に一六八八年の名誉革命の成果である国会主権という近代統治構造の特徴を見い出すことができる。以上ロックの思想的意義が近代統治構造の成立を助けたことを意識しながら、わたくしは述べてきた。この思想がブラックストーンにどのように受け継がれてきたかを、かれの統治構造に対する考えを参考にしながら、わたくし

は次に述べてみる。

- (1) Ernest Barker, *Essays on Government*, p. 97.
- (2) *Ibid.*, p. 98.
- (3) *Ibid.*, p. 98.
- (4) *Ibid.*, pp. 98—9.
- (5) *Ibid.*, p. 99.
- (6) ロックの権力の分立の理論と全く異なるモンテスキューのものを次に述べてみる。「各国において三種類の権力がある。すなわち立法権、国際法に関する事項の執行権、市民法に関する事項の執行権である。第一のものによって君主または行政長官がいつも法律を作成したり、現在ある法律を改正したり、廃止したりする。第二のものによって、君主は平和また戦争を遂行したり、大使を派遣したりまた歓迎したり、安全を確保し侵略を防いだりする。第三のものによって、君主は刑事犯を罰したり、臣下の争いを裁いたりする。私たちは後者を裁判権と呼び、前者を単に国家の執行権と呼ぶ。もし裁判権が立法権、行政権から分離していないならば、自由は決してありえないだろう。もし裁判権が立法権と一緒になるならば、裁判官は立法者になるので、市民の生活と自由についての権力は専制的になるであろう。もし裁判権と行政権が一緒になるならば、裁判官が压制者の権力をもつことができるようになるだろう。もし同一者または同一の貴族か臣下の団体が三権を行使するようになれば、全ては失われるであろう。すなわちこの三権とは法を作る権力、共和国の決定を執行する権力、刑事犯または臣下の争いを裁く権力なのである。」(Montesquieu, *De L'éprit des Loix*, vol. II, p. 63)
- (7) Ernest Barker, *Essays on Government*, p. 100.
- (8) *Ibid.*, p. 101.
- (9) *Ibid.*, p. 101.
- (10) *Ibid.*, p. 101.
- (11) *Ibid.*, p. 102.



(12) Ibid., pp. 102—3.

(13) Ibid., p. 103.

## 五 ブラックストーンの統治構造について

十八世紀に入ると自然界における発見と自然科学の利用が活発に行われるようになり、この世紀は知識が急速に普及した時代となった。この事実と平行して道徳の改善が行われ、法律や制度にもその影響が及ぶようになった。一七六三年と一七八八年の間において、イギリスとアメリカで多くの政治的著作が生まれた。

一七七六年は著しく多くの歴史的に意義のある著作が生まれた年である。イギリスではアダム・スミスの『国富論』、ベンサム『統治についての断片』、そしてギボンの『ローマ帝国の衰微と没落』の第一巻が生まれ、アメリカでは、独立宣言の年にあたり、ヴァージニアの権利章典、ペンシルヴァニアの統治構造（権利宣言と統治機関の組織を含んでいる）、とトーマス・ペインの『コモン・センス』を生んだ年にもあたるのである。イギリスの著作は主に過去の政策と遺産を批判したものであり、アメリカのものは、新しい事柄をとり入れ、工夫したものである。この時代のイギリスにわたくしたちが目を向けるならば、ブラックストーンの『イギリス法積義』の発行によって、コモン・ローの一般的知識が新しい、確固とした基礎の上に築かれるようになった。後にブラックストーンの刺激によって生まれたベンサムの『統治についての断片』において表わされた法律学の基礎、バークによって啓蒙された政治理論の領域と、アダム・スミスの『国富論』によって政治家と経済人のための独立し、かつ影響力のある科学にまでなった政治的経済学の理論にわたくしたちは注目しなければならない。つまり、名誉革命を正当化するためのロックの思想が、

後のブラックストーン、ベンサム、バーク、アダム・スミス思想によって受け継がれた。ここでは特に、ブラックストーンを取り扱ってみようとわたくしは考えている。

法律家であるブラックストーンは、統治構造の法を常に個人の権利から観察している。かれは統治構造の法の性質を個人の権利が何であるかということから考えを進めている。ブラックストーンは、明確に公法と私法の区別をしていない。イギリス人の権利は、いつ、どこでも存在しているのであり、またそれは建物にたとえれば、建物の基礎であるばかりでなく、その材料でもある。「政治的あるいは市民的自由が統治構造の目的であり、領域である。」<sup>(1)</sup>とブラックストーンは述べている。臣下の諸権利と諸自由は、イングランドにおいて特に保障されたのである。ブラックストーンという政治的あるいは市民的自由とは、身体的安全の権利 (the right of personal security)、身体的自由の権利 (the right of personal liberty)、私的財産の権利 (the right of private property) の三つの権利である。

「この政治的または市民的自由の理念と実際は、それが完全に達成されていないこれらの諸王国においてさえ、その最もすぐれた有効性で繁栄しており、そして、それは愚かな行為によって失われるかまたは破壊されるか、あるいはそれが愚かな行為またはその所有者の落度によって破壊されるだけである。なぜなら、イングランドの立法部ともちろんその法とが、最も卑しい臣下に対してさえ、この尊い祝福の保存 (the preservation of this inestimable blessing) が特に適用されうるからである。」<sup>(2)</sup>

人間の法 (神法に対するもの) の第一の目的は、個人の絶対的な諸権利を維持し、統制することである。

イギリスの統治構造の真髄は、統治構造 (constitution) または統治機関の組織 (frame of government) と法体系 (system of laws) との明白な区別がないということである。個人の諸権利や諸自由を保障しようとするところに名譽

革命後の近代的統治構造が確立する契機があったので、法的概念と制度的概念が必然的に結びついたのである。イギリスの統治構造は、公共の善 (public good) が特別に要請しない限り、できるだけ市民的自由を保障する任務をもっていた。法と統治構造の協同こそ、自由の確保と権利の保障に大きな貢献をなしたといえる。ブラックストーンは、自由と権利の保障のための特別な法体系と特別な統治構造が存在しうる形態として次の三つの方法を考えている。<sup>(3)</sup>

第一の方法は、権利の宣言の方法である。基本的条項——身体的安全 (personal security)、身体的自由 (personal liberty) と私的財産 (private property)——は、その状態が法的に危険になった時、議会が宣言したものであり、これによって個人の諸自由と諸権利を守りぬいたのである。ブラックストーンは、イングランドの基本的な法が権利請願 (the Petition of Right) と権利章典 (the Bill of Rights) を議会で宣言することによって確認されたと考えている。またその後の王位継承法 (Act of Settlement) によって新しい条項がつけ加えられ、コモン・ローの古い法原理に従って、イングランドの人々の生得権が宣言され、宗教、法、自由がよりよく保障されるようになった。この方法によって一七七六年のアメリカの独立宣言が行われたのである。新しいものを宣言するのではなく、むしろコモン・ローの古い伝統を宣言することによってアメリカはイギリスから独立したのである。このことからブラックストーンの思想がアメリカの独立に生かされたことが理解できる。イギリス議会の近代化は、ロック、ブラックストーンの主張している法の伝統の再確認を議会にまかせたことにあるようにみえる。名譽革命後のイギリス議会の発展は、中世社会の法の伝統を生かしながら、それを近代的な市民的社會に適合させたところにあるともいえるだろう。この発展の中にイギリス特有の政治思想が育ったのである。また英語を話す民族の思想の一般的傾向は、抽象的な議論よりも、むしろ過去に起った出来事を尊重しながら具体的に議論することである。前に述べた権利請願、権利章典、王位継承法の内容を

検討すれば、この傾向をよく把握できるように思われる。

第二の方法は、慣習法と遠い昔からの伝統との産物であるコモン・ローの方法によっている。法は訴訟によって保障され、また救済手続きによって守られてきた。そして諸自由や諸権利は、それ自体、慣習法の性質をもっており、またそれは議会によって宣言され、またそのような宣言によって強化されてきた。その上、諸自由と諸権利は生得権の性質をもっているので、宣言的制定法より以前に保障されるべきものなのである。自由な統治構造 (free constitution) は、諸自由、諸権利の品質を落すことなく、改善することに努めてきたのである。ロックの同意による統治が、コモン・ロー上の自由の概念をうまくその当時の法的、経済的、宗教的自由の思想にまで発展させたといえるだろう。国民の自発的な同意 (the voluntary consent of the people) が、当然かれら自身の生得権を保障するために用いられ、またそうするために自由な統治構造が生まれたのである。イングランドの統治構造こそ、個人の諸権利と諸自由を保障する安全装置であるとブラックストーンは誇っている。ブラックストーンは、コモン・ローの伝統を尊重し、またその上のみ法理論を展開した人でもある。ここにかれの特徴があり、またこれが後においてベンサム攻撃の的になったのである。ベンサムは、コモン・ローの難解なところに光を当て、イギリス法を明確にしようとする法典化に力をそそいだのである。

第三の方法は、イングランドにおいては特別な制度または特殊な組織でさえ、統治構造の準則に従っているということである。この準則は、コモン・ローの中で大事にされたものであり、またその部分でもある。この意味において統治構造の準則が特別に扱われるときでさえ、それは、コモン・ローの一般的な法原理に拘束されている。ブラックストーンは、身体的安全、身体的自由、私的財産について述べた後で、次のようにいっている。「侵されない三つの

偉大で、かつ根本の諸権利を主として守り、維持するためのとりでとして役立つ臣下の確かな他の補助的、従属的諸権利 (certain other auxiliary subordinate rights of the subject) を確立している。」<sup>(4)</sup> かれは、続いて補助的、従属的諸権利を次の五つに分類している。(一) 国家の組織あるいは権力としてではなく、臣下の権利としての議会組織、そしてその権限と特権、(二) 国王大権の制限、(三) 不法行為を処罰するために裁判所に訴える権利、(四) 法の通常手続ではその目的が達せられないような苦情の救済のために、国王または貴族院もしくは庶民院のどちらかに請願できる権利、(五) 臣下に法によって認められる抵抗権を与えること、これら五つの補助的従属的諸権利は、イギリスの統治構造を本質的にささえているものである。これらの諸権利は、名誉革命に至るまでの歴史的過程の中で徐々に確立してきたものである。ブラックストーンのこのイギリス統治構造の理解の仕方の中に、名誉革命に対する法的評価を下しているようである。かれは、決して統治構造を国家、国家主権あるいは国家の権利義務等から理解していない。かれは、むしろ臣下の諸権利と、それを保障するための補助的従属的諸権利から統治構造を考えたのである。ロックのいう生命、自由、財産の保障がブラックストーンによって受け継がれたのである。名誉革命後の統治構造を研究したブラックストーンは、議会、国王、裁判所の相互関係を考慮しながら、臣下の諸権利と諸自由を保護するために統治構造を検討したのである。ブラックストーンがイギリスの統治構造に対して二つの命題を提起しているとバーカーは次のように指摘している。<sup>(5)</sup>

「第一の命題——主として議会に関係している——は、イギリスの統治構造が卓越したものであり、君主制、貴族制、民主制の三つのタイプが結合した混合統治構造 (a mixed constitution) の性質をもちながら、長持ちしている例外である。法の執行権力は、立法部にも加わっている一君主の人格にゆだね、聖俗貴族は貴族的な議会に属し、国民の

間で自由に選ばれる庶民院は、一種の民主制である。その君主、その貴族、その庶民院は、イギリス議會を構成する一つの集合団体である。ここに、イギリスの統治構造の主権がゆだねられ、そして、社会のためにできるだけ利益をもたらしようにゆだねられる。」

「第二の命題——三つの全ての制度に係る——イギリスの統治構造が権力の分立によって特色づけられるという事である。立法権は集合団体という議會にまかされ、執行権は独立して国王にまかされ、司法権は、別個で區別された存在であり、そして司法権は、ある程度、立法権と執行権から區別されるのである。」この二つの命題は、ブラックストーンの時代においては、ごく一般的な表現である。しかし、第二の命題を明確に理解することは、ブラックストーンにとっても困難な事である。パーカーは、権力の分立について適切に次のように述べている。「分立について語ることができるが、また同様に主権について語る必要がある。たとえば、もし権力の分立の原理から出発するならば、この原理と後に述べる主権の諸原理とを調和させることは、容易ではないだろう。ブラックストーンがこの試みをしたとはほとんどいえない。かれは、権力の分立と国会主権を完全に分離したままで放置している。この二つの原理は、調和されないばかりでなく、関係のないままに放置されている。そしてかれの主権の原理は、それ自体矛盾している。一方において、かれは議會に主権をゆだねている。『議會は、……できうる全ての種類の事柄に関する方法を作る至上かつ抑制できない權威をもっている。……どの全ての統治機関において存在しなければならぬ絶対的専制的権力があるところでは、それはこの王国の統治構造によって信託されている』ところが他方において、かれはまた国王に主権をゆだねているのである。」<sup>(6)</sup>かれは「国王の大権について」(Of the King's Prerogative)について述べているが、そのなかで、尊嚴(dignity)として考えられる国王ないし大権の性格と権力(power)として考えられ

る国王ないし大権の權威との二つをあげ、この両者がかれによって主権と結合させられた。国王の尊嚴に基づいて、法は国王に屬し、また国王の權力に基づいて、国王の大権行使が行われる。国王の大権行使において、国王は絶對的な存在であるが故に、誰れも国王に反抗することはできないのである。なぜなら、国王がその大権を公共の福祉のためではなく、自己の目的のために行使するようになると、人々がそれを制限するようにはなったが、しかし、まだ「国王の大権というものは、準則なしで、公共の善を行う權力に他ならない。」<sup>(7)</sup> という意味で、それは絶對的なものであるからである。「この大権の問題について昔からの疑問が問われるであろう。この疑問はこの權力が正しく用いられたかどうか誰れが判断するかということである。これに対してわたくしは次のように答える。このような大権をもち、存在している執行部と、立法部を召集することがかれの意志に依存している立法部との間においては、この地上には裁判官は存在できない。万一執行部あるいは立法部が權力を握ってしまつて、人々を奴隸にしたり、殺したりしたとするならば、人々はこの場合、かれらが地上に裁判官をもたない全ての場合と同様に、天に訴える (appeal to Heaven) こと以外に救済の手段をもたないのである。」<sup>(8)</sup> このロックの思想を受け継いでいるブラックストーンは、統治構造を崩壊され、統治の諸原理をくつがえすような圧迫に対する抵抗権を認めている。しかし、この抵抗権は法律上の權利ではなく、法律の範圍外の權利である。

ブラックストーンは議会の果した役割から国会主権を認めている反面、国王の大権の存在を認めている。かれは、いかに国会主権と国王の大権が調和しうるかという問題には答えていない。ただかれは国会主権が法を制定する時に働く概念であり、国王の大権の主権は、次の三つの場合があると考えている。立法の分野における国王は、かれが不適当と判断した法案を拒否することができる大権をもち、司法の分野における国王は、法を執行する大権をもち、そ

の上かただけが裁判所を創造することのできる大権をもっている。つまり国王は法的には三権の中心に存在しているのである。ブラックストーンは「国王の義務について」(Of the King's Duties)で国王が人々との契約の言葉に拘束されていると主張している。この言葉は、一六八九年に解決した「戴冠式の宣誓」(Coronation Oath)に表わされており、これが基本的かつ始源的、明白な契約を形づくっている。一六八八年の先例は、従来の統治構造を破壊しようとする者に味方し、それは新しい統治機関を作る礎になった。ブラックストーンに一見矛盾しているような思想は、一六八八年の事件をどのような形で認めようかという法律家の苦悩と、これからの統治構造がどのように展開していくのかという問題に直面したから生まれたのであり、ある意味では、それは、イギリスの統治構造に必然的に内在しているものである。換言すれば、自然に成長してきたイギリスの統治構造を簡単に理論化することは困難なことである。

イギリス人の感覚からみれば、法的には十七世紀の内乱、国王の処刑、クロムウエルの統治等はまさしく歴史的断絶であり、歴史的空白であるようにみえる。この歴史的断絶を除いて、イングランドの法は、マグナ・カルタ以降継続している。ブラックストーンは、この法的断絶と名誉革命の橋渡しをした法律家である。かれによってはじめてイギリスの統治構造が近代的なものになったのである。以上パーカーの見解を参考にしながら、ブラックストーンのイギリスの統治構造の考え方を素描してきた。このようにみてくるとイギリスの統治構造はコモン・ローの伝統に深く根を下していることもある程度理解できるであろう。換言すれば、コモン・ローの伝統である判例法の積み重ねと、それを生かすために活躍した議会の協力があってはじめてイギリスの近代統治構造の確立がみられるようになった。裁判所と議会の確立は、まずイングランドで生れたのである。コモン・ローと諸制度の調和こそ、イギリスの統治構



造を特色づけるものである。この章ではブラックストーンの統治構造に対する考え方を概観することにとどまっただけでも、また機会をみつめて、それについてわたくしなりに論じてみたいと考えている。

- (1) William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, vol. 1, p. 6.
- (2) Ibid., pp. 122—3.
- (3) Ernest Barker, Essays on Governemet, pp. 139—41.
- (4) William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, vol. 1, p. 136.  
個人的自由の権利についてのすぐれた内田教授の研究がある。  
内田力蔵「イギリス法における個人的自由の権利について」『基本的人権4』
- (5) Ernest Barker, Essays on Government, p. 143.
- (6) Ibid., pp. 143—4.
- (7) John Locke, Of Civil Government, p. 202.
- (8) Ibid., p. 203.
- (9) 堀田文吉「イギリスの立憲君主制について」一一七頁以下

## 六 結 び

名誉革命後のイギリスの統治構造をささえる制度や政治思想が、海を越え、ヨーロッパ大陸あるいはアメリカ大陸に大きな影響を与えてきた。この意味において、わたくしは名誉革命後のこの統治構造がどんな意義をもっているかを本稿で考えてみたかったのである。特に近代統治構造をささえる思想の面から、その真髄を理解することにわたくしは注意をはらったつもりである。十八世紀以降、イギリスの法的、経済的、社会的制度もしくは思想は、世界の各

国に対して啓蒙的な役割を果たしてきた。現在イギリスに対する批判はさまざまあるが、それが世界の各国の統治構造に与えた制度と思想の知恵は、高く評価してもよいように思われる。イギリスは、議会の母国であると同様に統治構造の母国である。この事実注目するならば、イギリスは世界各国のモデルとしての役割を立派に果たしてきたのである。このモデルの意義が何であるかをわたくしは、本稿において近代統治構造の思想的側面から概観してみたかったのである。ホッブスとロックの統治に対する考え方の差異、またブラックストーンの統治構造に対する矛盾した概念にわたくしは注目し、近代統治構造をいかに理論づけしたかを考えてみたかったのである。「いかに統治するか」(How to Govern)は、人類が地球上に現われて以来の課題であるが、本稿では特に、名誉革命以後のイギリスの統治構造をささえるものとしてわたくしは論及したのである。またブラックストーンの主張した「国会主権」と「権力の分立」はイギリスの統治構造の慣行によって徐々に確立したのである。それ故「国会主権」と「権力の分立」はイギリスにおいては理論的なものであるより実際的なものである。なぜなら、統治構造をささえる思想は、長い歴史の中で確立してきたのであり、それ自体単に紙上に書かれたものではないからである。ここにイギリスの統治構造を理解することの困難さがある。また名誉革命以後のイギリスの統治構造についてのロックの理論づけ、それに対するブラックストーン理解とそのなかにおける矛盾が、その後の統治構造の慣行(Constitutional convention)の発展のなかで徐々に純化されるようになるのである。

わたくしは、本稿において名誉革命の意義を統治構造をささえる思想の側面からアプローチしたのである。つまり、名誉革命後の近代統治構造を考察することが、世界各国の統治構造の諸特徴を把握する手掛りとなり、またイギリスの統治構造の変遷を知る手掛りにもなるようにみえる。